

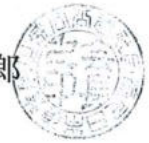


日海防第63号
令和8年5月21日

一般社団法人 日本旅客船協会
会長 加藤 琢二 様

全国海難防止強調運動 主催者代表
公益社団法人 日本海難防止協会

会長 池田 潤一郎



令和8年度「海の事故ゼロキャンペーン」への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴台におかれましては、海難防止の取組みに関し、平素からご高配ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび別添実施計画により、海上保安庁及び（公財）海上保安協会とともに、来る7月16日から7月31日までの16日間、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施しますので、貴台傘下会員への周知、各種行事への参加、広報誌への掲載等につきご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年度の実施状況（参考3）を末尾に添付いたしましたので、参考としていただければ幸いです。

敬具

<添付書類>

- ・別添 令和8年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施計画
- ・参考1 全国海難防止強調運動 実行委員会 名簿
- ・参考2 全国海難防止強調運動 地方推進連絡会議 名簿
- ・参考3 令和7年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施状況

お問い合わせ先

（公社）日本海難防止協会 企画国際部 担当：松木（ふなき）

電話 03-5761-6080

メール kikakukokusai01@nikkaibo.or.jp



全国海難防止強調運動
令和 8 年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施計画

令和 8 年 2 月 24 日

全国海難防止強調運動実行委員会

1 趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者など、船舶運航に直接関わる者、マリンレジャー愛好者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民に対しても、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る必要がある。

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき中央交通安全対策会議において作成された交通安全基本計画では、国民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であるとしている。

また、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図ること等を目的とした海洋基本法（平成 19 年法律第 33 号）に基づき閣議決定された海洋基本計画においても、民間団体・関係行政機関が緊密に連携し、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する旨がうたわれている。

近年の海難の発生状況を見ると、船舶事故・人身事故ともに減少傾向にあるものの、依然として、悲惨な海難事故の発生は後を絶たず、引き続き、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図っていく必要がある。

これらを踏まえ、平成 15 年には全国海難防止強調運動基本計画が策定されたところ、同基本計画に基づき、「海の月間」の時期（7 月 1 日から 7 月 31 日まで）に合わせ、「海難ゼロへの願い」をスローガンとし、官民の関係者が一体となり、国民の理解が得られる方法により、令和 8 年度「海の事故ゼロキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施することとする。

2 期間

令和 8 年 7 月 16 日（木）から 31 日（金）までの 16 日間

3 主催

（公社）日本海難防止協会 （公財）海上保安協会 海上保安庁

4 後援

総務省、スポーツ庁、水産庁、国土交通省、海難審判所、気象庁、運輸安全委員会、
(公財) 日本海事センター

5 協賛

別紙のとおり

6 キャンペーン方針

(1) 重点事項

最近における海難発生状況及び第 12 次交通安全基本計画に鑑み、令和 8 年度からの
5 カ年計画の重点事項を次のとおりとする。

- ア 見張りの徹底 及び 船舶内・船舶間におけるコミュニケーションの促進
- イ ふくそう海域における安全確保 及び 走錨に起因する事故の防止
- ウ 小型船舶の安全対策 及び マリンレジャー活動における安全対策
- エ ライフジャケット着用率の向上

第 12 次交通安全基本計画（令和 8 年度からの 5 カ年計画／中間案）における重点項目及
び新規施策は次のとおり。

- ふくそう海域等の安全性の確保
- ヒューマンエラーの防止
- 船舶の運航管理の充実等による安全の確保
- 船舶の安全基準の整備等による安全の確保
- 小型船舶等の安全対策
- ライフジャケット着用率の向上
- 海難情報の早期入手体制の強化
- 迅速的確な救助勢力の体制充実・強化

なお、同基本計画に次の記述があることに留意する。

- 海難防止思想の普及（抜粋）
海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）等を通じて、広く海難防止思想の
普及及び高揚を図る。
- ライフジャケット着用率の向上（抜粋）
関係省庁等が連携して、海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）や海難防
止講習会、小型船舶安全キャンペーン、訪船指導等の様々な機会を活用し、ライフ
ジャケットの着用効果の周知・啓発とその着用の指導徹底の取組を強化する。

(2) 各重点事項の推進項目

※ 本項における令和 7 年の海難発生状況に関する数値は、令和 8 年 1 月現在の海上保安庁が発表
した速報値である。

- ア 見張りの徹底 及び 船舶内・船舶間におけるコミュニケーションの促進
令和 7 年の総トン数 20 トン以上の船舶事故隻数は 362 隻で、前年から 7 隻減少

している。事故種類別では依然として衝突が最多で、全体の 58%を占め、原因は見張り不十分が 20%を占めていることから、次の事項について啓発を図る。

- (ア) 常時適切な見張りを徹底し、BRM や相互確認を励行する。
 - ※ BRM: Bridge Resource Management
- (イ) VHF や汽笛信号等により船舶間コミュニケーションを促進する。
- (ウ) 早期かつ相手に分かりやすい動作を行う。
- (エ) 漁ろう中の船舶の急な発進等不測の動きに留意し、漁船との衝突防止を図る。
- (オ) 日本海難防止協会が発行する「安全運航のいろは」を活用する。
 - ※ 安全運航のいろはは、日本海難防止協会のウェブサイトからダウンロード可能。
- (カ) 操舵室に電子海図情報表示装置がない船舶にあつては、見張りを途切らせないため航海用電子参考図の使用を検討する。

イ ふくそう海域における安全確保 及び 走錨に起因する事故の防止

ふくそう海域では多数の船舶が航行しており、海上衝突予防法に加え、海上交通安全法、港測法が適用される海域もあり、かつ航路の存在や複雑な地形を有する海域が多いことから、次の事項について啓発を図る。

- (ア) 海上交通安全法や港測法適用海域においては、適用される交通ルールを把握し、海上交通センターからの危険防止のための情報提供、津波等の災害発生時における船舶向けの警報、避難海域の情報等の取得に努める。
- (イ) 「先行避航」も念頭に操船する。
- (ウ) 錨泊する際は錨泊制限等を把握し、適切な海域を選定して錨泊するとともに、錨泊中も状況の監視を続け、走錨等に起因する事故を防止する。
- (エ) 日本海難防止協会が発行する海域別「漁業操業情報図」を活用する。
 - ※ 漁業操業情報図は、日本海難防止協会のウェブサイトからダウンロード可能。

ウ 小型船舶の安全対策 及び マリンレジャー活動における安全対策

- (ア) プレジャーボートの事故種類別で割合の高い機関故障を起こさないため、発航前検査の徹底を図るとともに整備事業者等による定期的な点検整備の有用性について訪船指導、SNS 等で周知啓発し、運航者の安全意識の一層の向上を図る。
 - ※ プレジャーボートにおける令和 7 年の機関故障は 215 隻で、前年から 30 隻増加しており、全体の 26%を占めている。
- (イ) 漁船の船舶事故は衝突によるものが最多であり、その原因は、見張り不十分によるものが最も多い。また、死者・行方不明者を伴う船舶事故のほぼ半分を漁船が占めており、その原因は、気象海象の不注意から生じる転覆によるものが多いことから、適切な見張り及び気象海象の把握の徹底を図る。
 - ※ 漁船における令和 7 年の漁船の船舶事故は 355 隻で、前年から 109 隻減少しており、船舶事故全体の約 20%を占めている。
- (ウ) AIS 搭載義務の無い小型の漁船についても、AIS を搭載することにより自船の動静を大型船に容易に認識させることができるなど事故防止に寄与することから、

リーフレットの活用などにより AIS 搭載の推進についての周知・啓発に努める。

※ 総務省、国土交通省、水産庁、海上保安庁では漁船への AIS 導入の普及促進を行っており、水産庁等のウェブサイトからリーフレットをダウンロードできる。

(エ) 近年、カヌー・SUP・ミニボート等によるウォーターアクティビティが多様化・活発化しており、これらは小型船舶操縦士免許や検査の不要なものが多く、海に関する基礎知識が十分でない者が利用していることもあるため、マリナーレジャーごとに安全情報等を記した総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の普及啓発やリーフレットの配布、動画、SNS 等を用いた情報発信等を積極的に行い、マリナーレジャー愛好者の安全意識の向上を図る。

※ 令和 7 年のマリナーレジャー活動に伴う人身事故者数は 702 人で、前年から 33 人減少している。

※ ウォーターセーフティガイドは、海上保安庁のウェブサイトで見ることができる。また、日本語を含む 13 の言語のリーフレットをダウンロードすることができる。

(オ) プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のマリナーレジャー愛好者に対して、気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報等を「海の安全情報」から入手することを奨励し、安全意識の向上を図る。

※ 海の安全情報は、海上保安庁のウェブサイトで見ることができる。メールアドレスを登録すると緊急情報配信サービスにより緊急情報がメールで受信できる。

エ ライフジャケットの着用率の向上

海中転落した乗船者や釣り人の安全を確保するため、次の事項に関する周知徹底を図ることにより自己救命策の確保を推進する。

なお、ライフジャケットの着用については、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、小型船舶に乗船する者へ義務範囲が拡大されたことも踏まえた推進活動を実施する。

※ 海中に転落した乗船者の生存率は、ライフジャケット着用者が約 55%であるのに対し、非着用者は約 35%である。

(ア) ライフジャケットの常時着用を励行する。

(イ) 防水パック入り携帯電話等を携行し、連絡手段を確保しておく。

(ウ) 携帯電話等の GPS 機能を ON にしておくことにより位置情報を発信する。

(エ) 118 番や NET118 を活用する。

(オ) 事故発生時における早期の通報、迅速な救助につなげるため、家族や友人、関係者に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定期的に連絡する。

7 実施体制

(1) 中央の実施体制

中央においては、全国海難防止強調運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する。

(2) 地方の実施体制

地方においては、管区海上保安本部所在地に設置された全国海難防止強調運動地方推進連絡会議（以下「地方推進連絡会議」という。）が推進する。地方推進連絡会議は議長及び事務局長を選任して推進を司る。

8 実施事項

(1) 中央の実施事項

実行委員会は協賛団体等に協力を求め、次の事項を実施する。

- ア 各団体の地方支部、傘下会員等への周知及び各種行事への積極的な参加を働きかける。
- イ 各団体特有の運航実態や海難の発生状況を踏まえた自主的な推進項目を策定し、運動の促進及び活性化を図る。
- ウ 各団体の地方支部、傘下会員等のウェブサイト・広報誌等に本キャンペーンを掲載・紹介することにより、本キャンペーンの広報を行う。
- エ 「海の事故ゼロキャンペーン」ポスター・リーフレットを作成し、協賛団体、地方推進連絡会議等関係先に配布、また公共交通機関の駅構内に掲示を依頼することにより広報を行う。

(2) 地方の実施事項

地方推進連絡会議は、本実施計画の各重点事項の推進項目に沿いつつ、地域特性を活かした実施計画を策定し、効果的にキャンペーンを推進する。

ア 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、周知・広報媒体を積極的に活用する。

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞、SNS、地方自治体の広報誌等を通じた広報を実施する。
- (イ) 地方推進連絡会議の構成員及び傘下会員等の発行する新聞、広報誌等による広報を実施する。
- (ウ) 官公署、駅構内、海図販売店、マリーナ、漁協等国民の目に付きやすい場所にポスターを掲示する。
- (エ) 官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内、マリーナ等における場内放送等による周知を行う。
- (オ) ウェブサイト、海の安全情報、電光表示板等を利用した周知を行う。
- (カ) 海難の発生状況に係る広報を積極的に行う。

イ 安全に関する指導、教育、訓練

- (ア) 訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等を実施する。
- (イ) 地方推進連絡会議の構成員及び傘下会員等を通じた重点事項をはじめとする安全確保についての周知、指導する。

(3) 実施に当たっての留意事項

- ア キャンペーンの実施に当たっては、海事関係者、漁業関係者など、船舶運航に直接関わる者、マリレジャー愛好者等への海難防止の知識・技能の周知と安全意識の高揚はもとより、広く国民に向けてキャンペーンの周知を図り、社会全体の海難防止に対する意識を高めるものとする。
- イ 各種行事の実施にあたっては、公衆衛生対策を適切に行うとともに、事故防止や救護体制の確保に万全を期すものとする。
- ウ 会場や教室などで行うイベントにあたっては、できる限りバリアフリー施設を利用することとし、障害者等への対応が可能なスタッフを配置する。また案内を告知する際は、障害者等の利用に配慮する。

9 効果評価の実施等

- (1) 実行委員会の各委員は、所属する団体のキャンペーン期間中に実施した活動について、実行委員会に報告するものとする。
- (2) 地方推進連絡会議は、キャンペーン期間中に実施した活動について、実行委員会に報告するものとする。
- (3) 実行委員会では前記報告内容を検討し、次年度以降のキャンペーンがより効果的に実施されるよう、必要な見直しを行うものとする。

別紙 協賛団体（第5項関連）

- (一社) 海外まき網漁業協会
外航船舶代理店業協会
外国船舶協会
(一財) 海上災害防止センター
(公財) 海難審判・船舶事故調査協会
(一社) 海洋調査協会
(公社) 関東小型船安全協会
(公財) 漁船海難遺児育英会
漁船同盟連絡協議会
国際商業会議所日本委員会
石油連盟
船員災害防止協会
(一社) 全国いか釣り漁業協会
日本かつお・まぐろ漁業協同組合
全国海運組合連合会
全国漁業協同組合連合会
(一社) 全国漁業無線協会
(一社) 全国近海かつお・まぐろ漁業協会
全国さんま棒受網漁業協同組合
(一社) 全国船舶無線協会
(一社) 全国底曳網漁業連合会
全国内航タンカー海運組合
全国内航輸送海運組合
(一社) 全国まき網漁業協会
全日本海員組合
全日本内航船主海運組合
(一社) 大日本水産会
(一財) 中央漁業操業安全協会
(公社) 燈光会
内航大型船輸送海運組合
(一社) 日本ウインドサーフィン協会
日本遠洋旋網漁業協同組合
(一社) 日本外航客船協会
(一財) 日本海事協会
(一社) 日本海事検定協会
(公財) 日本海事広報協会
(公社) 日本海洋少年団連盟
(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会
(一財) 日本気象協会
日本漁船保険組合
(一社) 日本港運協会
(一財) 日本航路標識協会
(公社) 日本港湾協会
日本小型船舶検査機構
(一社) 日本作業船協会
(一社) 日本マリン事業協会
(公財) 日本殉職船員顕彰会
(一社) 日本新聞協会
(公社) 日本水難救済会
(一財) 日本水路協会
(一社) 日本船主協会
(一社) 日本船長協会
(一財) 日本船舶職員養成協会
日本船舶代理店協会
(一社) 日本船舶品質管理協会
(一社) 日本造船工業会
(一社) 日本損害保険協会
(一社) 日本鉄鋼連盟
(一社) 日本長距離フェリー協会
(一社) 日本舶用機関整備協会
日本内航海運組合総連合会
日本水先人会連合会
日本放送協会
(一社) 日本旅客船協会
(一社) 日本マリーナ・ビーチ協会
(一社) 日本民間放送連盟
(公財) 日本セーリング連盟
(一社) 日本トロール底魚協会
北部太平洋まき網漁業協同組合連合会
(NPO法人) PW安全協会
(公財) 日本釣振興会

全国海難防止強調運動 実行委員会 名簿

(順不同、敬称略 令和 8 年 5 月 19 日現在)

氏名	所属	役職
委員		
中村 紳也	一般社団法人 日本船長協会	会長
平尾 真二	一般社団法人 日本船主協会	常務理事
岩瀬 恵一郎	一般社団法人 日本旅客船協会	労海務部長
守屋 岳	一般財団法人 日本気象協会	専務理事
逸見 幸利	日本内航海運組合総連合会	海務部長
松本 冬樹	一般社団法人 大日本水産会	常務理事
三野 隆志	全国漁業協同組合連合会	漁政部 部長代理
立川 博行	全日本海員組合	中央執行委員
中山 徳子	公益財団法人 日本海事広報協会	常務理事
八鍬 隆	一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会	理事長
宮川 昌久	公益財団法人 日本セーリング連盟	外洋安全委員会 委員長
平田 友一	公益社団法人 日本海洋少年団連盟	理事長
松尾 真治	日本小型船舶検査機構	理事
川路 勉	船員災害防止協会	専務理事
江口 満	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会	理事長
善当 勝俊	一般社団法人 日本マリン事業協会	事務局長
江口 圭三	公益社団法人 日本水難救済会	常務理事
三宅 武治	一般財団法人 日本水路協会	常務理事
渡部 典正	公益社団法人 関東小型船安全協会	会長
奥島 高弘	公益財団法人 海上保安協会	理事長
鈴木 章文	公益社団法人 日本海難防止協会	理事長
関係官庁		
伊藤 博輝	総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課	課長補佐
吉野 佑	水産庁 漁政部 企画課 労働安全・デジタル班	係長
恩田 拓堯	水産庁 資源管理部 管理調整課 沿岸・遊漁室	課長補佐
赤羽 真弓	国土交通省 総合政策局 総務課 交通安全対策室	課長補佐
菊池 峰弘	国土交通省 海事局 安全政策課	安全監理室長
山岸 陽介	国土交通省 港湾局 海岸・防災課	危機管理室長
川村 周平	海難審判所 総務課	課長補佐
五十嵐 陽子	気象庁 大気海洋部 業務課	課長補佐
玉城 和彦	運輸安全委員会 事務局 総務課	事故防止分析室長
海上保安庁		
戸田 陽一	海上保安庁 警備救難部 救難課	救難課長
原 大輔	海上保安庁 海洋情報部 企画課	企画課長
長福 知宏	海上保安庁 交通部 航行安全課	航行安全課長
岩永 洋	海上保安庁 交通部 安全対策課	安全対策課長

全国海難防止強調運動 地方推進連絡会議

令和 8 年 5 月 19 日現在

地方	議長	事務局長	住所
北海道	金井 関一 海上保安協会 北海道地方本部長	熊谷 与志彦 海上保安協会 北海道地方本部	〒047-0007 小樽市 港町 4-3 小樽水産ビル 海上保安協会 北海道地方本部 0134-33-7826
東北	桑原 茂 海上保安協会 東北地方本部長	高橋 伸 海上保安協会 東北地方本部	〒985-0011 塩釜市 貞山通 1-2-2 海上保安協会 東北地方本部 022-362-1791
関東	岩並 秀一 東京湾海難防止協会 理事長	川口 修 東京湾海難防止協会	〒231-0013 横浜市 中区 住吉町 4-45-1 関内トーセイビルⅡ 2階 東京湾海難防止協会 045-212-1817
東海	小林 司 伊勢湾海難防止協会 会長	鈴木 朋幸 伊勢湾海難防止協会	〒455-0032 名古屋市 港区 入船 2-2-28 第2名港ビル 2階 伊勢湾海難防止協会 052-651-0522
近畿・四国	堀 眞琴 神戸海難防止研究会 会長	渡川 明 神戸海難防止研究会	〒650-0034 神戸市 中央区 京町 75-2 朝日生命京町ビル 3階 神戸海難防止研究会 078-332-2035
瀬戸内海 ・宇和海	内堀 達也 海上保安協会 広島地方本部長	岡崎 幸恵 海上保安協会 広島地方本部	〒734-0011 広島市 南区 宇品海岸 3-10-17 海上保安協会 広島地方本部 082-254-5006
西日本	佐藤 元洋 西部海難防止協会 会長	本間 睦裕 西部海難防止協会	〒801-0852 北九州市 門司区 港町 7-8 JP 門司港ビル 4階 西部海難防止協会 093-321-4495
日本海西部	倉 幹夫 海上保安協会 舞鶴地方本部長	川野 康治 海上保安協会 舞鶴地方本部	〒624-8686 舞鶴市 字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎 海上保安協会 舞鶴地方本部 0773-78-1260
日本海中部	本間 常悌 日本海海難防止協会 会長	高野 修 日本海海難防止協会	〒950-0072 新潟市 中央区 竜が島 1-9-2 日本海海難防止協会 025-247-8531
南九州	有馬 淳二 西部海難防止協会 鹿児島支部長	永山 哲弘 西部海難防止協会 鹿児島支部	〒892-0822 鹿児島市 泉町 16-4 マルエービル 502 西部海難防止協会 鹿児島支部 099-227-3504
沖縄	角 善晴 西部海難防止協会 沖縄支部長	新立 拓哉 西部海難防止協会 沖縄支部	〒900-0001 那覇市 港町 2-1-6 小波津マンション 1006 西部海難防止協会 沖縄支部 098-917-0034

令和7年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施状況

令和7年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施状況について（事務局）

1 中央（実行委員会：30機関・団体）

主な実施内容

- ・ 事務所等でのポスター掲示・リーフレットの掲示、配付……………全組織
- ・ 鉄道駅構内でのポスター掲示……………京浜急行電鉄72駅、東京メトロ160駅
- ・ ホームページ掲載による広報……………3組織（「政府広報オンライン」にも掲載）
- ・ SNSを活用した広報……………2組織
- ・ 傘下組織（全国）による「講習会」・「安全教室」の開催……………7組織
- ・ TV・ラジオ・新聞への掲載……………8組織
- ・ 広報紙等への掲載……………3組織
- ・ 海事系雑誌への掲載……………1誌
- ・ イベントを活用した広報……………7組織

活動例



ポスター配布



海の安全教室等の安全講習会



「海の安全教室」の開催



デジタルサイネージ用モニター



啓発活動



ポスター

リーフレット



(外面)



(内面)

2 地方（11地方推進連絡会議） ～ 活動の一部を紹介します ～

北海道地方推進連絡会議（海上保安協会 北海道地方本部）



津波フラッグの避難誘導訓練



札幌駅前地下広場（チカホ北2条広場）

ポスターの配布・掲示



（函館地方海難審判所）

東北地方推進連絡会議（海上保安協会 東北地方本部）



合同安全パトロール



海の安全教室



船釣り体験イベントにおける安全啓発活動

関東地方推進連絡会議（東京湾海難防止協会）



合同パトロール



YouTubeでラジオ配信



高校生に対する海の安全教室



水族館での啓発活動

東海地方推進連絡会議（伊勢湾海難防止協会）

大型集客施設での周知



（鳥羽水族館）



海上安全教室（ライフジャケット着用体験）



ラジオ出演



ケーブルTVでの周知活動

近畿・四国地方推進連絡会議（神戸海難防止研究会）



警察官・海上安全指導員との合同パトロール



安全講習会



ポスター掲示



安全教室



リーフレット配布

瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議（海上保安協会 広島地方本部）



地方自治体、警察、海上安全指導員等との合同パトロール



海上安全教室



ラジオに出演



TVに出演



マリーナ訪問での啓発活動



道路情報表示板での周知



一日海上保安部長等と合同による啓発活動

西日本地方推進連絡会議（西部海難防止協会）



商業施設における周知活動



フェリターミナル構内掲示



主要幹線道路における横断幕掲示



ケーブルTVに出演



デジタルサイネージへの表示



イベント開催



日本海西部地方推進連絡会議（海上保安協会 舞鶴地方本部）



商業施設での懸垂幕設置



海難防止動画の撮影



ショッピングモール・海水浴場での啓発活動



日本海中部地方推進連絡会議（日本海海難防止協会）



ポスター・のぼり旗掲示



海浜合同パトロール活動



第九管区海上保安本部 PR活動

南九州地方推進連絡会議（西部海難防止協会 鹿児島支部）



海水浴場でのパトロール



商業施設来店者への事故防止啓発



海上安全自動印当との合同パトロール

沖縄地方推進連絡会議（西部海難防止協会 沖縄支部）



那覇空港での周知活動



啓発グッズの作成
（クールタオル）



ラジオ出演



沖縄支部報告会での会員への周知

全国の活動の「一部」を紹介させていただきました

活動に従事された皆様に厚く御礼申し上げます

1. 広報・啓発活動(関係機関と連携したものを含む。)



- ◆ 行事等を活用した活動 82回
- ◆ テレビ、ラジオ等を活用した広報活動 193回

2. 安全指導関係(関係機関と連携したものを含む。)



- ◆ 訪船指導 2,099隻
- ◆ 訪問指導 2,476件

3. 安全教育関係(関係機関と連携したものを含む。)



- ◆ 海難防止講習会 81回(受講者数 2,437人)
- ◆ 海上安全教室 150回(受講者数 155,46人)

中央の活動状況

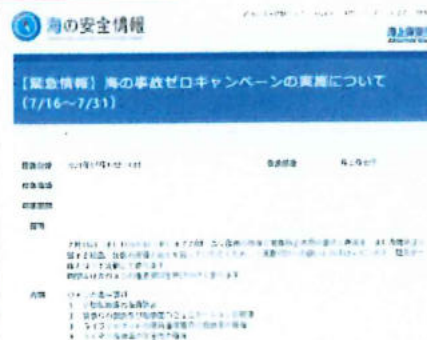
ポスター・リーフレットによる周知啓発



- ・ポスター・リーフレットの作成・配布にかかる支援
- ・関係省庁及び民間事業者にする、本キャンペーンへの協力依頼発出

(参考) ポスター・リーフレット作成枚数
 ・ポスター 5,375枚
 ・リーフレット 18,515枚

SNS等を活用した広報による周知啓発



海上保安庁ホームページ、X、インスタグラム、海の安全情報緊急情報配信メールにてキャンペーンについて周知を実施

(参考) X閲覧数
 ・表示 1.5万回
 ・リポスト 59件
 ・いいね 258件

地方の活動状況

広報活動



安全に関する指導・教育・訓練

